

第26回 宇都宮市景観審議会 会議録

令和5年11月17日
午前10:00～
14A会議室

出席委員

- 1号委員（学識経験者）
古賀 誉章委員，齋藤 千明委員，早野 由美恵委員，
五艘 みどり委員
- 2号委員（関係団体代表）
神原 敦子委員，木内 久生委員，小関 裕之委員，
菊池 清孝委員
- 3号委員（関係行政機関）
吉田 幸男委員（代理），安西 正夫委員，
大澤 賢吾委員（代理）
- 4号委員（市民公募）
鈴木 正則委員，齊藤 総幸委員
- （計13名）

欠席委員

- 1号委員（学識経験者）
渡邊 美樹委員，横須賀 徳博委員，長田 哲平委員
- 2号委員（関係団体代表）
渡邊 幸雄委員
- （計4名）

出席幹事

高橋裕司幹事，川上治美幹事，小林裕幹事 （計3名）

臨時幹事

なし（関係課長なし）

事務局

- 【司 会】 小柴隆一書記
【傍聴人受付】 前田麻祐子書記
【写真・録音】 小池利弥書記
【書記】 安延望美書記，青山朋生書記，
石下ユミ書記，梁木俊介書記
- （計7名）

小柴書記

今回も、オンライン実施に伴い、zoom出席及び会議録作成のため録画、録音がございますので、ご承知おきください。なお、中断することもありますので併せて、ご承知おきください。

また、マイクを使用時は、前のマイクスイッチを押し赤いランプが点灯してからお話してください。

話が終了しましたら、スイッチを押してください。

10:00

1. 開会

小柴書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、前回の審議会においてご審議いただきました「LRT車両に表示される屋外広告物の規制見直し」に関して、情報提供がございます。新聞等でご承知のことかと存じますが、昨日からブラックデザインのラッピング車両が走行しております。引続き、「宇都宮市車体利用広告物ガイドライン」などにに基づき、都市景観と調和し、市民に親しまれる車体利用広告物になるよう、景観行政団体として助言・指導を行ってまいります。

それでは、ただいまから「第26回宇都宮市景観審議会」を開会致します。進行を務めさせていただきます。景観みどり課小柴でございます。宜しくお願い致します。

<資料確認>

小柴書記

続きまして、本日の会議資料についてですが、次第に記載のとおり、「宇都宮市景観審議会委員名簿」、「諮問書」こちらは会長のみ机上配布しております。その他「議案第1号 宇都宮市景観計画の一部変更について」、「議案第2号 都心部における良好な景観形成の推進について」となります。

また、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜、参考にご覧ください。

以上、不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。宜しいでしょうか。

まず、開会に当たりまして、古賀会長からご挨拶をいただきたいと思っております。古賀会長宜しくお願い致します。

2. 挨拶

古賀会長

会長の古賀です。

今回の議事は、新規の「宇都宮市景観計画の一部変更について」と、前回からご審議いただいている継続審議の「都心部に

おける良好な景観形成の推進について」の議題について、委員の皆様のご意見いただきながら、効率的に会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力宜しくお願い致します。

小柴書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、古賀会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

<定足数報告>

古賀会長

それでは、本会の成立について、事務局より、報告をお願いします。

安延書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告致します。

<会議の公開>

古賀会長

続きまして、本会議の「公開」についてですが、本日の議案につきましては、個人情報等を含む案件ではございませんので、「公開」として宜しいでしょうか。

各委員

異議なし

古賀会長

それでは、そのように進めてまいります。

<傍聴者有無>

古賀会長

続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をお願いします。

安延書記

傍聴者はありません。

<議事録署名委員の指名>

古賀会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第4条に基づき、本日の会議の議事録署名委員と致しまして、五艘 みどり委員と木内 久生委員の両名を指名致します。宜しくお願い致します。

3. 議事

<議案第1号>

古賀会長

それでは、議事に入ります。

本日の議事と致しまして、議案は2件となります。

議案第1号の「宇都宮市景観計画の一部変更について」事務局より説明をお願いします。

小林幹事

議案第1号「宇都宮市景観計画の一部変更」について説明させていただきます。前方の画面を合わせてご覧ください。

趣旨でございますが、景観計画のゾーニングの変更について諮るものです。

「現状と課題」ですが、宇都宮市では、景観計画において、上位計画である都市計画マスタープランと整合を図り、土地利用の状況等に合わせ5つのゾーンに分け緩やかな規制・誘導を行い、良好な景観づくりを推進しております。そのうち、都心景観ゾーンは、都心環状線の内側を区域とし、宇都宮市の顔に相応しい景観が形成されるよう景観形成の方向性を示し、取り組みを推進しております。

そうした中、JR宇都宮駅東口のまちびらきやLR Tの開業などにより、都心景観ゾーンの外側においても、民間開発が活性化するなど、環境の変化が生じており、現状のゾーニングとの相違が生じる恐れがあります。また、都心部においては、「宇都宮市立地適正化計画」による高次な都市機能の誘導や「宇都宮市都心部まちづくりプラン」による人中心の居心地の良い空間の形成に向けたまちづくりが推進されており、都心の景観の特性を要するエリアがさらに拡大する可能性があることから、景観計画のゾーニングの見直しを行うものです。

「対応方針」と「ゾーニングの変更」ですが、先ほどご説明した、社会環境の変化に対応するとともに、都心部における高次な都市機能の誘導による都市拠点の形成や人中心のウォークアブルなまちづくりと一体となり、良好な景観形成を推進することで、質の高い都市空間が創出できるよう、都心景観ゾーンを変更するものです。

左側の赤枠内が現在の都心景観ゾーンになります。今回の見直しで右側の赤枠内を「都心景観ゾーン」として景観形成を進めていくものとなります。なお、赤枠内の外側は主に、黄色で

着色された「住宅地景観ゾーン」としてゾーニングしております。ゾーニングの変更に伴います「景観計画本編の修正箇所」ですが、以下の表のとおりとなります。縦軸に本編修正箇所のページ数と項目、横軸に変更前後となっており、変更箇所は赤字記載内容です。

「変更に伴う影響と効果」ですが、景観計画に基づく行為の制限は変更ありませんが、地域の特性を踏まえた色彩の誘導基準である、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」の基準が変更になります。

その効果と致しまして、表をご確認ください。都心景観ゾーンへの変更により、明るい色彩を基調とし、個性や魅力が光るアクセント色を効果的に用いることで、賑わいのある都市景観に誘導ができることとなります。

また、住宅地景観ゾーンへの変更により、低明度の色彩を使用することで、落ち着きのある飽きのこない色彩景観に誘導ができることとなります。色彩の変更による誘導と、関連する計画とが整合することで、統一感のあるまちなみの形成を促進することが可能となります。

最後に「今後のスケジュール」ですが、12月にパブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、景観審議会、都市計画審議会にて審議いただき、計画の変更を行う考えです。以上で説明を終わります。ご審議宜しく申し上げます。

古賀会長

事務局からの説明が終わりました。質疑応答に参りたいと思いますが、まず私から質問させていただきたいと思います。

スライドの中で2つの変更後と変更前の地図がございましたが、どこの部分が新しく組み入れられて、どこの部分が減るのかというのが分かりにくいと思いますので、説明をお願いします。

小林幹事

重ね図をご提示させていただきます。画面に表示しております、赤く塗られた部分を四角で囲っておりますのが現在の都心景観ゾーンでございます。赤い太枠で外側に拡がるように表示しておりますのが高次都市機能誘導区域になり、都市再生特別措置法による「立地適正化計画」に基づく高次都市機能誘導区

域になっており，その区域と今回都心景観ゾーンを合わせていく考えでございます。以上になります。

古賀会長

ありがとうございます。それでは皆様からのご意見，ご質問をお願いします。

早野委員

すいません，些細なことですが，今回変更されたところの一部入っていないというか，逆に削除されたところがありますが，その理由を教えてくださいませんか。

小林幹事

画面の右下の部分が，早野委員がおっしゃった箇所と思います。こちらにつきましては，住居系の用途地域になっており，高次都市機能誘導区域の中にもこのエリアは含めておらず，今回は都心景観ゾーンから除かせていただいたものでございます。

古賀会長

駅にも大分近いところまで入っているので，今後また都市化が進むのではないかと感じる場所もありますが，現状で二つの区域を整合させたということですね。

小林幹事

今後，各種計画との整合を図っていきながら，増える場合には，こちらのゾーニングも再度検討していく考えでございます。

齊藤(総)委員

変更した区域についての根拠を教えてくださいなと思います。といいますのは，例えば城址公園の東側とかですね，それからあとは足銀本店の東側あたりですか，そこはどう見ても住宅地のところまで含めるようになっていきますので，その辺のところですね，何かこういった理由で進めたという根拠がありましたら，教えてくださいなと思います。

小林幹事

上位計画としまして，都市計画マスタープランがございます。そのプランに基づきます各種計画の一つに「立地適正化計画」がございます。その中に都市機能誘導区域を設定しなくてはならないものでございます。宇都宮市におきましては，都市機能誘導区域の更に高次なものを誘導していくということで，独自に高次都市機能誘導区域を設けてございまして，その区域に今回の都心景観ゾーンを合わせるという考えでございます。

古賀会長

高次都市機能誘導区域がこのようなエリアになったということについて、理由があれば教えてください。

小林幹事

スライド3の表をご確認ください。左側に関連する計画等がございます。上から「宇都宮市立地適正化計画」や「都心部まちづくり貢献開発支援事業」、他に「高度利用地区指定方針」、「都心部まちづくりプラン」がございますが、先ほどご説明させていただきました「立地適正化計画」につきましては、表の右側の一番上に記載がございます。高次都市機能誘導区域の考え方を括弧書きに記載しております。読み上げますと、市の中心部に配置・形成し、都市の活力や競争力をけん引する都市拠点を中心に、都市拠点というのは競輪場通りや桜通り、南側は平成通りなどを囲むものになります。その都市拠点を核に、「中心市街地活性化計画」の区域と商業地域等の土地利用を勘案した場所に高次で多様な都市機能を集積していく区域をエリアとして設定したものでございます。

古賀会長

ありがとうございます。他にご意見はありますか。

鈴木委員

鈴木と申します。このゾーニングされた地域に住んでいる住民の方とか、事業所の方っていうのは、何かメリットがあるのか、またどう対応すればいいのか、何かその規制とか制約があるのでしょうか。

古賀会長

大事な質問ですね。説明をお願いします。

小林幹事

規制に関しましては、現状と変わらないものでございます。スライド6に記載してございますが、景観形成基準につきましては変更はございません。誘導基準として色彩誘導の基準が一部変更になるものでございます。

「色彩景観ガイドライン」におきましては、基調色や準基調色として屋根や外壁に使用できる色を、他にはアクセント色を設定しておりますが、どちらかといいますと、街なかにおいては、基調色と準基調色の差が少し大きめになっており、よりメリハリのある都市空間を形成していく考えでございます。逆に住宅地につきましては、その差が少し狭まりますので、落ち着いた色のある、飽きのこない色彩景観というものを設定して誘導していく考えでございます。

- 古賀会長** 区域を合わせることによって、規制の基準は変更がないですが、色の基準は若干変更があるということですが、ご質問の趣旨としては、その景観の話で宜しかったですか。
- 鈴木委員** そうです。ありがとうございました。
- 神原委員** 前回は質問させていただいたんですが、一条中跡地のところが入っていないのですが、今後入る予定等はあるのでしょうか。
- 小林幹事** 一条中跡地につきましては、高次都市機能誘導区域のエリア外になってございますが、景観計画におきまして都心景観ゾーンではなく、住宅地景観ゾーンとして位置付けており、誘導基準が適用されますので、そちらで対応していくものでございます。
- 梁木書記** 1点補足いたしますが、一条中跡地の事業につきましては、市で公募を行い決定した事業者と調整を図りながら進められており、所管課と景観の部分についての意見交換を行い、景観法の届出の中で、再度確認をする考えです。前回の太陽光について、所管課と連携を図り、何かしら配慮をしたり考えることができそうな部分は、事業者にお伝えいただくように話を詰めておりますので、例えば先ほど言ったエリアに入らないからと言って、何の抑止力もないということではなく、景観の誘導は図っていくものでございます。
- 古賀会長** 今回統一性を図るといふことのようなのですが、冒頭の早野委員のご質問にも関連しますけども、今後都市の開発具合で区域が一緒に変更になっていくことになると思いますけど、変更の時間的なスパンとか、時間的な頻度みたいなものを大体どのくらいというふうにお考えでしょうか。
- 小林幹事** 各種計画の計画期間というものが約5年や10年になりますので、それぐらいのスパンで計画の見直しがあるかと思えます。それに合わせて私共も動いていく考えです。
- 古賀会長** それでは2、3年に1回ぐらいの感じに変更があるイメージでしょうか。
- 梁木書記** 例えば「都市計画マスタープラン」や、今回整合を図らせて

いただく「立地適正化計画」の高次都市機能誘導区域，もしくはそれ以外にも各種計画がございます。

計画の策定にあたりましては，意見照会や状況を確認している中で，色々な整合性をとる，とらないというところも判断しております。今後，会長がおっしゃったように，変わる可能性は当然ありますが，全ての計画との整合をとるというよりも，例えば誘導されている建物，もしくは，誘導される機能等が景観計画や，今回，ご審議いただいている景観条例もしくは景観形成重点地区の基準と整合を図っていくことが大切かと思っておりますので，その際に計画の変更が本当に必要なものであれば，ご審議いただき，再度区域の変更，もしくは地区指定の基準を新たに設けるなど，随時対応していく考えです。計画の変更のスパンになりますと，各種計画も色々なタイミングで進んでいるものもありますので，例えば2年後や3年後に計画変更が生じる可能性はありますが，その際にも丁寧に進めていく考えです。

古賀会長

軽々に言えないというのはその通りだと思うのですが，質問の趣旨としては，計画があるからといってコロコロと区域が変更されるというのは，少し落ち着かないかなと思ったので，どのくらいのスパンかなという予想を聞きかったので質問しました。今の話だと年単位ぐらいで，何件かまとめてという形になるのかなと理解しました。

五艘委員

1件質問があります。色彩のガイドラインというものがここにはないので，少し分からないのですが，都心景観ゾーンの範囲が拡大されることによって，これまでよりも少しより明るい色彩を使うことができるようになるということであると，落ち着きのないカラフルな色の建物や看板が出やすくなるのかなと感じました。ガイドラインそのものにはビジュアルイメージみたいなものがあって，少しわかるんですけど，その辺の影響度みたいなものを伝えないと，今後パブリックコメントをもらう時などに，ここを変更しますと言葉だけを言われても，どのように街並みが変わっていくのか分からないのではないかと思います。明るくカラフルになるのかということと，今後の市民の方への伝え方へのアドバイスというところで，発言させていただきました。

梁木書記

画面共有したものが，「色彩景観ガイドライン」のマンセル表になります。左側が都心景観ゾーン，右側が住宅地景観ゾーン

になります。この赤枠で囲まれている範囲の部分や、青枠で囲まれている範囲が基調色といいまして、大面積で使う色彩の範囲になります。オレンジで囲まれているところは、準基調色になり、外壁の25%の範囲でアクセントとして使用できる範囲を示しております。

今回都心景観ゾーンになることで、オレンジの枠が広がる形になり、これまでより、多少自由度がきく形になるものです。色彩基準については、元々、大規模建築物等のマンセル値について、景観計画の中で彩度3を示しております。基準と併せて、宇都宮市として住宅地や都心にふさわしい色彩を誘導する色彩基準を示しているものが、「色彩景観ガイドライン」になります。

五艘委員が先ほどおっしゃったように、パブリックコメントを行う際に、文言だけでは分かりにくいいため、マンセル表を提示するなど工夫します。

五艘委員

おそらく色彩ガイドラインの中には家と畑と看板の絵があって、色が変わるとこんなふうに変りますよっていうビジュアルがあるので、そういうものを出すと分かりやすいかなと思います。

小林幹事

ありがとうございます。パブリックコメントでの見せ方につきましては、工夫して進めさせていただきます。

古賀会長

色んなご指摘がありましたけれども、その色彩基準がどのように変わるのかが、区域の変更におけるポイントですね。今後の景観計画の区域の変更については、パブリックコメントを市民の方々に出しても、やはり同じように疑問が出るころだと思います。今後情報を出していくときには、丁寧にご説明するような資料で、皆さんの意見をいただければと思っております。今のところ皆さんのご意見をいただいたところでは景観計画の区域の変更に関しては大きな疑義はなかったかなというふうに思いますので、このまま修正無しで、宜しいでしょうか。

各委員

異議なし

古賀会長

それでは、本議案は来月に実施予定のパブリックコメントの意見を伺いながら、内容の調整を図り、来年1月に予定しております景観審議会においてお諮りするものとします。

<議案第2号>

古賀会長

続きますして、2号議案に入りたいと思います。議案第2号「都心部における良好な景観形成の推進について」事務局より説明をお願いします。

小林幹事

議案第2号「都心部における良好な景観形成の推進」について説明させていただきます。趣旨でございますが、(仮称)景観事前協議制度の内容について諮るものです。

(仮称)景観事前協議制度についてですが、前回の本審議会で一度、説明させていただいている内容もございますが、改めて、制度の内容について説明させていただきます。

「導入の考え方」になりますが、景観計画に基づく行為の制限による規制・誘導について、景観法の届出前の計画段階から、積極的に協議・調整を行うことで、より景観に配慮した建築物等になるよう仕組みを導入するものです。

事前協議制度につきましては、景観条例に基づく制度になりますので、令和6年3月議会に上程し、条例の改正を行うこととなります。

「対象規模」になりますが、景観計画の届出の規模と同様の建築物等に対し、事前協議制度を義務付けるものになります。

「協議開始時期等」につきましては、高さが10mまたは建築面積が1,000㎡を超える大規模な建築物等は、行為着手の90日前まで、大規模以外は60日前までとなります。

「対象区域」、「外部委員会への付議」、「事前協議に係る勧告」につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。

「対象区域」について説明させていただきます。議案第1号「景観計画の一部変更」で説明した、都心景観ゾーンに加え、都心部に位置する宇都宮駅東口や大通り地区を含めた、景観形成重点地区や景観形成推進地区とするものです。次のスライドは対象区域図になります。青枠内が景観形成重点地区等になり、右側の赤枠内が都心景観ゾーンになります。

次に、「外部委員会への付議」の対象規模として、周辺の景観に影響を及ぼす大規模建築物等を対象とし、学識経験者等で組織する外部委員会に付議・意見をいただき、専門的視点を踏まえ積極的な誘導を行うものです。

外部委員会の設置の考え方ですが、本市の景観行政や地域特性を十分に理解している本審議会の学識経験者を基本とさせていただき、本市の自然環境や歴史、対象区域周辺のまちなみなど地域特性を踏まえた的確な協議・調整を行える仕組みとしま

す。

景観審議会と専門部会との関係性は以下のとおりです。本審議会では、これまでの計画の策定や景観形成重点地区等の指定、法に基づく勧告や命令等の審議に加え、今回、新たに事前協議制度を導入することで、事前協議制度に係る勧告に関することも審議していただくこととなります。

次に、専門部会ですが、こちらは、今回導入する事前協議制度に関することを審議していただくこととなります。

景観デザイン専門部会（案）ですが、専門部会については、他市の事例を参考に分野を検討しております。特に景観をつくり出す要素である、建築、都市計画、色彩に加え、緑化や周辺環境との調和等について専門的知識を基に協議・調整が行えるような体制としております。人数は3名程度を予定しております。

次のスライドは参考とした他市事例となります。

次に、「協議に係る勧告」になります。今回の制度導入は、より景観に配慮した建築物等へ誘導を行っていくために、計画段階から積極的に協議・調整を行える仕組みとして条例に基づき制度を導入するものとなりますので、一定程度の担保性を確保するため、以下の場合に条例に基づく勧告を行える仕組みと致します。勧告にあたりましては、より慎重に判断する必要がありますので本審議会に意見を聴ける仕組みとするものです。なお、勧告に従わない場合についても公表できる仕組みと致します。

次のスライドは勧告が適用される場合を図示したものとなります。

次に、事前協議制度の流れとなります。横軸が事前協議の関係者である建築主、市、専門部会、縦軸が流れを示しております。赤枠点線で囲まれた部分が、事前協議制度として導入予定の部分です。現在は、左最下段に記載のとおり、行為着手予定の30日前までに景観法に基づく届出をしていただき、適合通知を得たうえで、行為着手ができる流れです。事前協議制度を届出の前段に導入することから、建築物等の規模により、行為着手予定の90日または60日前までに申出をしていただき、事前協議をしていくものとなります。建築物等の規模により専門部会による審議もごさいますが、市において意見書を作成・建築主等に通知した後、建築主から回答書を受取り、市において協議終了の判断を行います。協議終了につきましては、回答書において一定程度の配慮がされている場合を想定しております。終了後に市から結果通知の発送を行い、建築主は、設計に

結果の反映をした後、法に基づく届出をすることになります。協議結果については、本審議会に随時報告するとともに、ホームページで公表することになります。

最後に「今後のスケジュール」ですが、議案第1号の「景観計画の一部変更」と一緒に、12月にパブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、景観審議会で審議いただき、3月議会に上程し条例の改正を行う考えです。制度の運用開始時期につきましては、周知期間を十分にとる必要がありますことから、7月からを予定しております。以上で説明を終わります。ご審議宜しく申し上げます。

古賀会長

それではご質問ご意見ありましたら、お願いします。

早野委員

今回部会の人数が3名程度を想定ということですが、外部委員の設置の考えとして、景観行政や地域特性を十分に理解している方を基本とし、自然環境や歴史、計画地の周辺の街並みなどを踏まえた協議をすると記載されておりました、その地域の特性や歴史とかを鑑みながらやっていただけるのはとてもいいなと思ったのですが、今回の3名という建築とか景観、都市計画など、ここに書かれているような方々がお入りになると思うのですが、地域の特性や歴史、そういったものに関しては、どなたかがこの審査をなさるとお考えということでしょうか。3名ということなので、人数的にどうなんだろうと思った次第でございます。

小林幹事

現時点の私共の考え方でございますが、スライド14に専門部会の専門分野を記載してございます。建築、景観、都市計画、デザイン、色彩、ランドスケープでございますが、建築から色彩につきましては、現時点で委員になられている方々に対応いただけるものと考えております。ランドスケープにつきましては、別途検討していく考えでございます。先ほど早野委員からもございましたように、本市の自然環境や歴史などの地域の特性につきましては、事前協議制度の中で私共から説明をしていく対応を考えております。

梁木書記

小林幹事からの説明のとおり、基本的には委員の方々と私共で、意見を色々交わした上で回答書を作成します。その際には周辺状況についての調査資料や、委員がおっしゃった歴史などを説明する資料を作成し、事前に委員にお見せし、意見交換を

行い、意見書を作成いたします。意見書の作成にあたりましては、多角的な視点からご意見をいただき、一つの意見書として作成できればと考えているものでございます。

古賀会長

そういうご答弁の中で3名、5名とか7名でもいいのではないかとご意見に対しては、いかがでしょうか。

小林幹事

事前協議制度に基づく届出が90日前に提出され、法に基づく届出が30日前に提出されますので、間の60日、約2ヶ月に1回は事前協議の委員の方々への意見を聴取していく考えでございます。そうしますと、なるべくフレキシブルに運用したいことから、少数精鋭の3名で運用していく考えでございます。

神原委員

他市の事例ということで示していただいて、参考に、全部ざっとなんですけど、目を通して見たのですが、こんなことも景観として話し合われているということが分かりました。宇都宮市では9月に手引きがスタートしたかと思うのですが、この中の他の都市を参考に新たに内容を変えるということはあるのでしょうか。これを見てしまうと、私はもう少し細かくしていった方が良くかなと思うところがありましたので。

古賀会長

部会の分野について、薄いところや漏れていると感じるところについてご意見があればどうぞ。

神原委員

今回の地域の中で、例えば、JR宇都宮駅周辺と、東武宇都宮駅の線路周辺ですけれども、鉄道のレベルが道路のレベルに比べて、少し高架で上がっていると思うんですね。そうすると車窓からの眺めで、目線がどう変わってきて、その電車から見た眺めっていう視点で景観に気を付けるような、そういう規制ができるかどうかっていうところですね。JR宇都宮駅は通過駅ではあるんですけれども、東武宇都宮駅というのは終着駅になっていて、南から来られる方は、宇都宮を目指して来るわけで、宇都宮を印象付けるすごく重要な場所だと思っていて、特に電車が駅に近づくにつれて、減速していくのでよく見えてくる景色ではあるんですね。

地方都市はどうしても車社会で、道路目線というのはあるんですけれど、意外と鉄道側を裏側にしてしまっていて、少し景観的に良くないところが多くあるので、そこも配慮していくということが出来ると良いかなというところですね。

古賀会長 視点場の話ですね。あまり多いと回答も大変なので、あと何項目位あるか教えてください。

神原委員 5つくらいです。

古賀会長 では簡潔に説明をお願いします。

神原委員 前回のこの資料の中で、ビルの上層部の屋上部分に太陽光パネルが設置されている事例があったんですけども、容積率を緩和するっていう動きが出ていると思うんですけど、そうなるとう、高層ビルがもっと建ってくるんじゃないかと思いました。例えば、太陽光パネルの隣により高いビルが建ってしまうと、日照制限があって、太陽光の効率が落ちる。そういったところにパネルを設置していったいいのとか。おそらく景観上それを見下ろすことになった場合、太陽光パネルのパネル自体がどうなんでしょう。宇都宮市全体を見れば、環境的には都心部でやるよりは、今インターパーク付近ですとか、物流倉庫がすごく沢山あるのでそういう、沢山屋根面積が取れるようなそういうところに良好な発電をおまかせして、都心部はもう少し屋上を緑化するとか、そういう方向に持っていったら良いかなと思いました。

あと壁面後退があったと思うのですが、大通りに対して2m以上の壁面の後退ですので、これを緑化するのと歩行スペースを確保することで、結構それで建築面積累計ってなると、ここをうまく計画していくというのはすごく難しいのかなっていうのと、あとは道路に対してこの壁面後退した部分っていうのは公開空地という扱いになるんでしょうか、総合設計制度で容積率をあげるとかそういう意味の壁面後退ということでしょうか。

古賀会長 両方ありまして、総合設計に関わるものもあれば、単純な後退というのもありますね。

神原委員 そこに対して、後退するだけでなく、例えばオリオン通りですとか、泉町の裏路地の方に通り抜けができるような計画ができると良いかなと思いました。今、オリオン通りなんかを治安が良くないとかそういうのがあるので、人の動きが変えられるといいなと思います。

それから大谷石の使い方なんですけれども、特に細かい指定はないんですけれども、例えば大谷石を使用する高さのラインを決めるとか、地上から何メートルとか、一層目、二層目までとかそういうことをした方が統一感が出るのではないかなという感じがしました。高層の方に少し使うとか、あとは石をあまり高いところ使うと、経年劣化で落下の恐れがあるので安全面に関してあんまりよくないかなというところで、もし大谷石を積極的に外観のデザインに取り入れるのであれば、そのラインを決めるなどすると、統一感が出ると思います。

古賀会長

ありがとうございます。仮の話に近いですけれども、今の観点をこの事前協議の中で検討するとして、適切な人員というか、委員が配置できているかという観点で、事務局の方からご意見、コメントはありますでしょうか。

梁木書記

基本的には、おっしゃっていただいた内容、例えば大谷石や壁面の使い方、植栽の植え方についても、数値化が難しい部分について専門的な知見をいただき、本市の意見としてまとめるものが、今回の協議制度と考えております。

最初にご意見いただいた鉄道等の眺めというところに関しては、屋外広告物条例を所管しており、屋外広告物に関しては眺望に関する基準を設け、誘導を図っております。細かいところについては、今後、協議制度の中で調整していく考えです。また、太陽光パネルは、やはり委員がおっしゃったように環境と景観のバランスが非常に難しいところでして、現在、他市も含めて、太陽光に対しての基準を設けている都市もあれば、一定、配慮をいただく内容を調整している都市もございます。今後、宇都宮市としても、増えていく部分であり、優良建築物等整備事業や再開発事業の中でも、環境に配慮する項目がありますので、環境と景観のバランスが大切であると考えております。例えば屋上緑化の部分や、壁面緑化による工夫、もしくは太陽光パネルを見えにくくする工夫については、関係課と連携する制度として組み上げていきますので、バランスの部分も含めてより景観に配慮した建築物になるよう、協議・調整を進める考えです。

古賀会長

神原委員いかがですか。この制度は期待が持てそうですか。

神原委員

完全な規制というものではないんですよね。全く何もないよ

りはいいと思います。

古賀会長

なかなか一律に紋切型に規制できないものに関して、人間の高度な判断でやっていこうという、恐らくそういうことだと思います。他のご意見はありますでしょうか。

小関委員

商工会議所の小関です。間違っていたら申し訳ないのですが、例えば国立公園ですとか景観の良い観光地では、コンビニエンスストアとかファミリーレストランの看板は通常の会社のデザインではなくて、若干色彩を落としたような看板とかがあるかと思います。例えば大谷地区ですとか白沢地区のその土地の特性を考えますと、やっぱり広告物にも影響を及ぼす必要もあるのかもしれないんですけど、ただ今回は大規模な建物っていうところで、建物もそうですし、看板なんかも含まれていくのかどうかっていうのを少し教えてもらえればと思います。

梁木書記

今回の協議の中で見ていく部分は、屋外広告物等のサインや工作物も対象になります。先ほどおっしゃった大谷や白沢地区は景観形成重点地区に指定しており、看板の規模や色彩の基準を設けております。例えば大谷地区であれば、普段使えるものよりもサイズを落とすことや、色彩を抑えるなど、広告物の景観形成基準を設けて誘導を図っております。

ただし、一般的な地区には色彩基準を設けていない地区もありますので、今回の協議制度を活用し、例えば設置する位置や規模などについて、地域性や場所柄などを考慮していただくような意見を付けても良いものと考えております。

古賀会長

赤色の都心景観ゾーンと青色の景観形成重点地区や推進地区については今回の事前協議制度の対象になるということですね。青色に関しては事前に出してもらって、事前協議の対象なのでかなり厳しくみていく。赤の部分に関しては10m以上もしくは1,000㎡以上ということで大規模なものに関して、事前協議を行っていくという話なので、より重点的に景観を維持したい場所に徹底的に網をかけているということだと思っています。今の小関委員の質問に付け足しますと、それ以外の地域に関してはやっていう話を先ほどおっしゃられましたけど、それ以外の住宅を中心とする地域に関しては、今回の事前協議の対象にはなっていないわけですね。でもやはり良好な住宅街を形成する中で、ロードサイドに大きなお店ができて看板を設置し

たり，居住環境に対する景観の影響ということでは，その他の地域の方が実は問題になることが多いのかなという印象なのですが，その辺は今後どのように対応していこうとお考えでしょうか。

小林幹事

今回の対象区域以外の地域は，先ほど会長からお話がありましたように，私共としましても，本市が目指す景観形成の方針や，景観の特性，他には課題等の整理を行い，必要があれば事前協議の対象区域を拡げていくなど，検討については引き続き行っていく考えでございます。

古賀会長

今から住宅地域すべてを含めるというのは難しいのでしょうか。

小林幹事

私共もやはり人数が限られた中でスタートするところもございまして，景観形成重点地区や都心部において，まずはしっかりと景観形成を進めていく考えでございます。

古賀会長

初めての部分もあるので，試験的というか地に足を付けてしっかりとやっていき，少しずつ範囲を広げていきたいというお考えですかね。

小林幹事

そうなります。

五艘委員

協議をしていくということはとてもいいことだと思いますが，初めてのことなので最初にどう判断するかなど迷うことがあると思います。今回は中央地域が対象となっていると思われ，宇都宮らしい景観にしたいからこういう判断をするんだって話になると思います。ただ，その辺の宇都宮らしさとか，玄関口としてのふさわしさとか，その辺の「らしさ」は，景観計画に書いてあるんですが，エリア別ビジョンというものはおそらくまだ明らかになっていなかったり，共有されていない部分があると思うので，現在の景観計画が2019年なので，まだ次の修正の段階にはならないかもしれないのですが，その間に中央の地域が色々と審議が始まってしまうので，その辺のビジョンみたいなものを，次に向けて，どんなふうにしたらいいか，あとは協議していく中でも宇都宮らしさをどう考えていくかを持ってないと話し合っていて困ることがあるのではないかと思います。これは私の意見です。

あと、少し先のことですが、協議が始まったらですね、すんなり確認程度で終わる事案と、これは少し困ったねっていう事案に分かれるかなと思っていて、その辺をどのように進めていったのかみたいな内容を、なるべくきちんと情報をこちらでも集めていって、よりよい協議の進め方に、やり方を考えていただければと思います。というのも神戸で関わっていた時に思ったのは、協議する側の方としては、これはそういう形にして欲しくない、結局事業者さんの方と話し合っているうちに押し通された件とかもありまして、少しその辺がやっぱり難しいと思ったところもあったものですから、そういったことが今後出てくると思っていますので、こういう時にはこうしてみたいな対策を考えておくのはいいのかなと思いました。あと、そういった審議することが困るような案件が出てこないように、宇都宮は景観形成にしっかりと力を入れていますということも市民にも、対外的な個人事業者さん等にもどこかアピールできるような場を設けたらいいのではないかと思います。この地域は景観をしっかりとやっているから、変なもの出せないよね、というふうに最初から事業者さんが考えてくればいい話なので、事前の広報のようなものもご検討されたら良いのかなと思いました。

小林幹事

ご意見ありがとうございます。私共も一番最初におっしゃられたように、どういう景観を目指していくのかというところは、ある程度整理をしておりますが、今回の事前協議制度の中でも委員の方々の意見のやり取りをさせていただき、今後も整理をしていきたいと思っております。

2点目ですが、スライド15にございますように、他市の事例を参考にしながら、今回、事前協議制度を作らせていただきました。今後、分からないことや、困ったときには、引き続き他市から情報を得ながら、私共としても課題について答えていくとともに、対応事例を他市と共有しながら、進めていく考えでございます。

周知につきましては、景観形成重点地区等には景観づくり推進協議会が地元でございますので、引き続き協議会を通して、周知啓発を図る考えでございます。難しいのが、街なかでございます。12月からのパブリックコメントで意見を聞く機会や3月の条例改正後に3ヶ月の制度の周知期間を設けますので、その期間の中で、関連計画と合わせて、地元に入り周知啓発を図っていく考えでございます。

五艘委員

私が心配したのは、宇都宮は今、コンベンション施設やLRTで市外からも結構な注目を浴びている中で、駅前だけ見ると、なんか景観というところ、特に東口は綺麗になりましたけど、西口とかはまだまだあまりきれいではないので、気持ちが入ってないから、なんでもできちゃうんじゃないって思われてですね、外部から事業者さんとか来ちゃったら嫌だなというふうに思ったので、啓発について市内は当然なんですけど、全体的に市外にもわかっていただけるようなものというのが、もう少し時間かけても構わないと思うんですけど、できたらいいかなと思った次第です。これはあくまで私の意見です。

古賀会長

私も同感で、宇都宮らしさということについて、住んでいる方とか、そこに住んでいる事業者さんは意識できることなんですけど、他地域からやってきて、どこにでも建てられるようなものを開発する方々にとっても、やはり宇都宮らしさを意識して欲しいと思います。そういった意味で五艘委員がおっしゃったように、内側だけではなくて外側の人達にもしっかり考えているんですよということをアピールすることは大切だと思います。

景観計画の目標に関しては宇都宮らしさもそうですけど、各地区ごとにやはり目指すべき像というものがあると思うんですよ。それは数値などで杓子定規に決められる問題ではなくて、何を狙っているからというその目標に対して審査をしていく、というのが事前協議らしいやり方で、目標は最終的な判断材料になると思うので、委員の方々が迷わないように、最後のゴールをしっかりと整理をしていくことが必要かなと思います。

木内委員

これからの部分はいいんですけども、これまでの既存のもの、例えば駅東口なんですけども、先日、栃木県と宇都宮市都市計画課の皆さんと共催で、市町の方とタウンミーティングを開催して、駅東口の街歩きをしました。その際本当に駅東口の街は、すごく綺麗なんですけども、一歩中に入ると、繁華街ですね。そうすると、違法なものがあったりとか、あとは少し危険なものがあったりとかして、なかなか行政の方も手をつけられないし、私共屋外広告物の業界に関しても非常にイメージが悪いというところで、ただ、ほぼ規制がない届出が無いところにおいては、言葉は少し悪いんですけども、やりたい放題みた

いなことになっているんです。そういうところの現状を踏まえて、これからのものに関してはいいんですけども、なかなかこの既存のものに関しては、どうしたらいいのかというところなんです。強制力があれば、事業者なのか広告主なのかそういうところに強制力を持って撤去してもらおうということも、これからは必要じゃないのかなっていうふうに思っています。さっきおっしゃった通り、色んな方がお越しになって、LRTを見て、高級マンションが建ってる景色を見る。ただ、一步入ると非常にそうでもないみたいなどころがあったりで、私共やっぱりこういう業界も非常に心苦しいところもあったりするので、そういうところ何とかなるような方法があれば、と思います。これからの部分と、今までの部分に少し乖離がありすぎてしまうのかなというところが1点目です。

あと2点目はお願いなんですけど、樹木に関するものなんですけど、この時期落ち葉がすごいんですね。

私が以前、滝谷町の交差点に事業所があったんですけど、毎日毎日この落ち葉があつて、それを朝清掃するのが非常に大変で、商店のある人たちは毎日清掃するんですけども、そうじゃないところは本当に落ち葉が、もう本当にあちこちに散らばって、晴れたら晴れたでしようがないですし、雨が降るとなかなか地面に張り付いて取ることができないっていうのが、これが本当に毎日毎日あるので、そこら辺は樹木の植え替えをしたりとか、そういうことをできればと配慮していただきたいというところが2点目でございます。

梁木書記

1点目の屋外広告物の部分について、屋外広告物の条例などを案内しながら運用している部分と、建築指導課で、屋外広告物の許可申請、違反パトロール、もしくは違反に対する指導を行っているものです。先ほど委員がおっしゃったように、奥に1本入った繁華街に様々な屋外広告物が設置されていることは認識し、指導しております。しかし、屋外広告物は非常に広い範囲に設置されておりますので、指導できている部分と、指導した場合においても、是正までのスケジュールなど、相手方次第の部分もありまして非常に難しい部分と捉えております。私共としても色々な課題を認識している部分ですので、今後、所管課と連携し、何か対策を検討していく考えでおります。

小林幹事

2点目は街路樹等の落ち葉の話かと思います。私共の景観みどり課は緑の関連も所管しておりまして、昨年度、「緑の基本計

画」を改正致しました。今後、公共施設や民間施設を建てる際には、どういう木を、どの様に配置したらより視覚的に良く見えるのか、落ち葉とかも出てくるかもしれませんが、そういうものを今後、ガイドラインで整理していくように現在努めてございますので、ご意見いただいたものを反映できればと思っております。

古賀会長

一律に緑化は皆さん望まれるところではありますが、ただやったらやっただけ手間がかかるので、その辺も含めてのルール作りというか誘導なのかなと、その辺は配慮していただきたいと思えます。

齊藤(総)委員

齊藤です。私の感想なんですけども、先ほど事前協議とかで届出をせず、スルーしてですね行為着手をした場合、法の103条の罰則があるということですが、これは法人を対象とした罰則としては非常にある意味緩いものかなと思いました。この景観をしっかりと守らなければ、市の価値であったり、近隣の個人の財産の毀損にもなるかなと思えますので、そこは、法の103条だけではなくてですね、様々な機関と連携しながらですね、うまく景観法に則った取り組みが行われれば良いかなと思っております。以上でございます。

古賀会長

事前協議制度におけるこの指導事項というのは、どの程度の強制力があるかものなのか。例えば、建築確認申請の基準を守ることと、こういうふうに事前協議で協議した内容を守ることと、その辺の行政による強制力の強さの具合ってというのはどういふふうに考えておられるのでしょうか。

梁木書記

強度の部分ですが、今回導入する制度は、基本的により良くするために、大谷石の使い方や緑の配置、建物の規模感など、様々な部分を調整する制度と考えております。強制力につきましては、元々の景観法自体も協議調整型として、より良くするための法律ですので、例えば色彩について、市としてこういう色を使ってくださいと意見を出したときに、色を変えることは難しいが、材料を工夫したり、配置は変えられないが、少しボリュームを抑えるように配慮するなど、他市にヒアリングを行った中では、オフィス街にマンションを建てる際に、バルコニーの設えを工夫した事例があります。通常と同じ設えで設計すると周辺との調和がとれず、少し目立ってしまうところを素材

をガラスにすることで周辺に配慮した形で整備した事例を伺っておりまして、配慮しないから計画を止めるということではなく、なるべく配慮をした形で進めていければと考えております。他市へのヒアリングにおいても、事前協議に対する罰則を設けているかを確認しましたが、罰則を設けるのではなく、より良い配慮に向けた協議・調整を行っているところであり、本市においても強度は若干弱いところもありますが、より良いものにしていくために、今回制度を導入するものです。

齊藤(総)委員

事前協議の申出が行為着手予定の90日前とのことですが、どれくらいの計画が出来上がって持ち込んでくるのか、設計をするとそれで相当なコストかかっていると思いますので、そこから変えろっていうのもなかなか難しいところもあるかと思えますので、事前協議のさらに前の相談、この辺でうまくですね、地ならしができればいいんじゃないかなと思っております。

古賀会長

事前協議に持ち込む前の、さらに前の相談っていうのがあって、事業者さんの方にそこを促せるといいですね。

梁木書記

ありがとうございます。随時相談対応をしてみたいです。

齋藤(千)委員

「色彩景観ガイドライン」というもので、中心市街地に歴史的建造物が沢山ある中だと、そのガイドラインを一律には適用しない部分が出てくるんじゃないかなと思ひまして、そうするとやはり先ほどお話がありました、景観の専門部会の方で細かくそのあたりを調整していくっていうようなことが必要になってくるのかな、重要なのかなというふうに思います。感想です。

古賀会長

その通りですね。複雑なところをうまく落とし込んでいくのが、この事前協議制度というものだと思っています。貴重なご意見をありがとうございます。

早野委員

景観には少し関係ないかもしれませんが、先程、木内委員や五艘委員からのお話もありまして、特に景観に関して、今これからのことを話し合っ、今までやってきた景観に関してもってというようなこととお話を伺って、非常にそうだなと思ひました。直接この会議では関係ないんですが、これからのことを考えた時に、ずっと実は景観に関して携わってきたときに、教

育っていうものがとても重要じゃないかなと思います。例えば、社会に出てこの年になって初めて景観のことを考えなさいってなったときに、やっぱり多くの人たちは景観ってなんだっていうことになるかもしれません。なので、大学の方々は市民の中に入って色んな活動をなさっている方も多いと思うんですが、ある程度小学校とか、その辺りからタウンウォッチングとか、街並みを形成している色彩とかそういったものに対してもう少しアプローチしたり接したりする機会があったら、今後は強制しなくても美しい街並みになるような宇都宮市になったらいいなって思った次第でございます。教育の方も少し手をつけても良いかなと思った次第でした。

小林幹事

ありがとうございます。私共としましても景観の出前講座などを実施しております。今年まだ一校になりますが、小学校に出向いて景観の講座を開き、認識を深めてもらう事業を行っております。その中で、タブレットを持って学校の中で好きな写真を撮ってもらい、どういうものが景観として良いかなどについて感想のやり取りを行っております。頂いたご意見というのは非常に大切なところだと思います。今後大人になる子供達の景観への意識は大切であり、私共もそこは少し強化できればという思いを念頭に置きながら、今後の景観の周知啓発を図っていく考えでございます。

早野委員

是非今後も継続して行ってください。宜しくお願いします。

古賀会長

今日の2号議案は良好な景観形成の推進についてということですが、あとで、この2号議案のタイトルが適切じゃないかなっていうことを言おうと思っていました。もう少し狭くするか事前協議のことであることがわかるようなタイトルが良いかなと思ったんですけど、今の話は逆にその話も入ることになるので、良かったなというふうに思っています。事前協議制度ができたっていうのを周知するのも一つの啓蒙活動の一環として使えますし、他の施策も含めて手段を考えていただきたいなと思っております。おそらく他の市だと賞を作ったり、宇都宮市にも賞はありますが、そういったものを活用するのもいいと思います。

私も他の市町で協議制度を経験した中で言うと、都市の場合、景観要素として人っていうのが出てくるんですね。人自体も見られるものになるので賑わいみたいなものも景観にとってとて

も大切なんです。その時にどこに人がいるのかっていうので、どこが通れるのか、どこまで上がれたり行けたりするのかっていうのを結構、事前のプランの中では読み取ろうとするんですね。その中で、やはり段差があるといけないとか、ルートがどうなっているとかっていう話にコメントが及んで、結局福祉のまちづくりに絡んでくるようなコメントが必然的に多くなっていくところがあるんですね。なので、景観という枠組みの中では確かにこういう協議なんですけど、結局暮らしやすいまちをつくる、開発をしていただくっていう視点まで含んで多分色々な意見が出てくると思うので、その辺もせっかくだったら含まれるような事前協議になると良いかなと思いました。最初は検討要素として規定してなくても、だんだんそういった観点の意見が増えてくれば、そういうところも関係とか情報を共有しながら、より大きな仕組み、制度になっていくと良いかなというふうに思いました。

そのうえでもう1点あります。これも今回は民間っていうか、確認申請を出すようなものに対しての事前協議なんですけど、併せて自治体とか、もちろん市がやるのもあれば、その上の県とか国がやる行為のものもありますよね。そういうものも一緒に事前協議の中で加えていくことによって、市としてどうしていくか、どう指導していくかということがとても大事だなというふうに思います。さらに広げると建築以外の道路や橋、土木構造物、社会基盤についても景観を作っていく上では、大変重要なので、事前協議制度の中にはのらないかもしれないんですけど、せっかくこういう専門部会があるのであれば、ご相談をいただくような感じで、うまく使い倒していただくとより有効なものになると思いました。

小林幹事

道路や橋などの公共施設へのご意見がございましたが、景観形成重点地区の中の道路などを景観重要公共施設に位置付けることで、景観に配慮した重要な公共施設として、配慮事項を示してございます。公共施設は景観において重要な要素になりますので、事前協議制度の委員の方々や本審議会の中でもご審議いただきながら、より良い公共施設ができるように努めていただきたいと思います。

古賀会長

私の意見だったのですが、国道事務所や、土木事務所にも少し波及してしまうと思いますので、コメントをいただけると。

安西委員

土木事務所の安西です。例えば大規模な構造物であれば、地元の子供たちに色を考えてもらうとか、そういったことを行っています。当然あまり奇抜なものは、最初から選ばない中で、子供たちに親しみを持っていただいで、例えば橋の名前を考えてもらうっていうのも、それを地元にやっていただいたり、物によっては、そういった学校の子供たちにお願ひしたりっていうような工夫はしているんですが、確かに統一的にという部分ではあまり今のところ考えていないところですね。ただ、国道事務所とかですと、例えば歩道橋の色とかはほぼ今は統一されてきていて、県もある程度、あまり重要でないものは、やはり同じようなあまり目立たない色であるグレーっぽい色を使うようにはしております。

松澤委員(代理)

国道事務所の吉田の代理の松澤です。おっしゃられたように大規模な構造物は当然気を使って設計をするんですけども、なかなか景観に気を使うとコストもかかるので、コストとの兼ね合いが非常に難しいというのが正直なところですね。細かいところでいうとガードレールって白くて非常に目立つじゃないですか。ガードレールについては、今後グレー系を使うとかそういうところで細かいところは工夫をするんですが、なかなか道路を作ることしか頭にないので、景観については非常に弱いところだと思うんですね。なので、そういったところは意見を伺いながら、いいものが出来ればいいなと思っております。

古賀会長

市が色々考えていて、細かいんだぞっていうのをアピールすることで、土木構造物に関しても相談をしていただけるようになると良くなるのかなと思います。

鈴木委員(代理)

栃木県警察本部交通規制課から参りました鈴木と申します。大沢代理で参りました。今お話を聞いて、私は交通の部門で交通警察なんですが、交通警察の主眼は安全の貢献活動なんですね。カラー舗装をよく目にされると思うんですが、そういった意味では、正直今議論されてるお話の対極にあります。いかに目立たせるかっていうところが主眼となっている部分がございますので特に止まってくれない栃木県ということで、横断歩道の予告マークを緑色で、市役所の近くもそういった施工になっていますが、そういったこともやっております。景観の部分も配慮しつつ、緑色ということで極力奇抜な色でなくて、目立つものと、なかなか矛盾しているんですけど、おかげさまでです

ね、止まってくれるようにはなっています。停止率が7割くらいになりました。ということで少し景観の部分です、カラー舗装の件では、視野に入れながら対応して参りたいと思っております。

1件ご質問させていただきたいのですが、この制度は事前協議ということで、最終的に行政の処分というか、対応としては勧告、公表っていうことになっておりますが、実際他市の事例で勧告であるとか、公表に至ったケースはあるのでしょうか。

梁木書記

今回、参考に他市の担当者にヒアリングを実施した中では、勧告をした事例はありません。勧告にならないように、協議・調整をしていると伺いました。物件によっては景観への配慮が難しい場合もあり、どこまで工夫できるというところの調整をしていると伺っております。協議・調整を行う制度ですので、抑止力という意味で、勧告制度を条例に位置付けたり、また他市ではもう少し強めな言い方をしているところもありますが、罰則が適用されないように行政側としても、助言や指導を行いながら対応しているものと伺っております。

古賀会長

ありがとうございます。せっかくこういった制度があるので抜かない刃物にならないように、適切に、ひどい物件になるときは躊躇なく抜けるようにしておいたほうがよいと思います。そういった意味では他市で事前協議にかかわっていたときには、結構危ないものがあって、そういう時には一回抜いておいた方がよいと言って、かなりギリギリまで勧告をお願いしたんですけど、結局丸く収まってしまって抜けなかったことがありました。そういう意味では前例としてあっても良いかなと思いましたが、これはただの私の意見です。では他にご意見をどうぞ。

菊池委員

事前協議という形で行政側が踏み込むというのはとても大事なことだと思います。なぜかという、いままで無秩序という言い方は正しくないのかもしれませんが、何をやって、どういう方に向かっていけばいいのか、逆に言えばそれが市民に対して、何がいいっていうのは分からない状態だったと思います。

それを考えると事前協議をしながら、あるいはどういう方向に向かっていけば良いのかというのを見せてもらえば、例えば、景観に関しても色彩に関しても、参考としてこういう方向に向かっていくということが分かればそちらに向かっていきま

すし、それがいい状態であると、どれがいいか、どれが悪いか、どうしていいか分からないので方向性を示すこと自体が、私も宇都宮市民にとっては、宇都宮市は明確な方向性を持った中で景観に関して進んでいくんだということを示すことができると思っています。それは非常にありがたいことです。市民として言わせていただければ、事前協議制度について、行政頑張っというふうに評価を伝えたいと思います。色々誹謗中傷などは個人的な意見等が市にはあると思うんですが、大事なことは宇都宮市民にとって行政がどういうふうにより有意義に街を作っていくかというのを見せてあげることが大事だというふうに思っていますので審議会に参加させていただき以上は、市民として、審議会委員として2つの視点持って務めさせていただきたいと思っています。今後とも宜しくお願いします。

小林幹事

ありがとうございます。周知が大切であると思っています。私共も「景観計画」や「色彩景観ガイドライン」などを作成しておりますが、周知が足りないのではないかと考えております。景観にもっと興味を持ってもらうため、百景ツアーや出前講座を行っておりますが、まだ足りていないのかなという思いもございますので、今回新たに制度を作った中で、さらに強化を図りたいと考えております。

古賀会長

景観に関して、正解っていうのはないかなというふうに思いますので、どちらの方向を向けばいいかっていう目標を定めていただくことが大事だと思いますし、あと、今回のこの変更を通して周知していただければいいと思います。

やっぱり一番景観にとってよくないのは、無関心であることなんですね。答えは、1つではないかもしれませんが、色々な人が意識を持って意見を言うことによって全体としていい街になっていきますので、意識を高めていただくとお願いしたいなと思います。

神原委員

先ほど五艘委員のそのゾーン別という話で、やはりこの街なかでは二荒山神社から城址公園あとは田川ですとか、釜川沿い、あとは大谷石の蔵が街なかに点在していて、その大谷石の蔵をどう保存していくとか、その辺を宇都宮らしさがある街だなと思っているので、そこを入れていただきたいなということがあります。あと、先ほどの交通の安全性ってということで、前回質問させていただいたLR Tの真ん中の柵なんですけれど

も、その前回やはり古賀会長のほうで緑化できなかったのかということで、調べてみると鹿児島にありまして、鹿児島を調べてみたら、線路のところは芝生になっていて真ん中に柵はなかったんですね。そういうのを見ると、やっぱり柵がなくても、できるのかなというところで、景観を考えた場合の安全性にどうしても持っていくと先ほどおっしゃったように、蛍光色すとか奇抜な色になってしまいますけども、なるべく安全を担保しながら景観に気を付けていけると良いかなと思いました。

細かい話なんですけど、この手引きの中で、例えば参考の写真が出ていると思うんですけども、宇都宮市内にある写真を使っていると思うんですが、全く緑化がされていないものがあったりするんですね。これを写真として出すと、これでいいのかっていう形になるのではないかなと思ひまして、宇都宮に縛られずに他の地域でも素晴らしい事例があると思うので、そういう画像がここに出てきた方が、それを目指して頑張ろうかっていうかたちになるのかなと思うので、資料作ることは大変かと思うのですが検討していただけたらと思います。

小林幹事

手引きについては9月に策定させていただきました。ご意見いただいた内容でございますが、都心部における目指す空間として、例えば敷地内の緑化や透過性のある低層階への誘導など、それぞれ項目別に整理を行い、写真を各々付けております。

敷地内の緑化のイメージ写真としては、できるだけ緑が多い建物の写真を付けたり、透過性のある低層階のイメージ写真としてはピークスの写真を使用したりするなど、誘導目標に沿って分かりやすい写真を使用していることを、ご理解いただければと思います。

古賀会長

より良いものになるように精進していただければと思います。先ほど言いましたように、答えは一つではないので、何事もバランスが大切かなと思っております。

他に意見はありますか。宜しいでしょうか。では今回答申ではないですけども、みなさんの貴重なご意見をいただいて、審議を行うことができました。一通りお伺いしたところでは事務局が提案した案について大幅に変更するという必要はなさそうというふうに私は判断します。皆様方の方から変更が必要であるというご意見はございますでしょうか。

各委員

異議なし

古賀会長 ありがとうございます。それでは今回の議案について修正はないという形ですが、今回沢山ご意見いただきまして、説明やそこに附帯する情報がやはり少し足りないというか、こういう点はパブコメだとか、事業者さんに出したときにはやはり同じような疑問が出てくると思います。今日の質疑の内容をよく吟味されてですね、こういうことに関しても方針であるとか方向性であると思うんですけど、丁寧にご説明するような資料を作っていたきたいなと思います。その辺に関して、どのように出すかについて、審議会を開くのはなかなか難しいので、私の方に一任していただければと思います。宜しいでしょうか。

各委員 異議なし

4. その他

古賀会長 それでは「4. その他」について事務局からお願いします。

梁木書記 その他について、1件報告がございます。先ほど神原委員からございました「手引き」について、前回ご審議いただき9月から運用しているものについて、一点変更点がございます。

これまでエリアを独自に設定し、運用してきたものを、今回の議案第1号の景観計画の変更と合わせて、対象区域の整合性を図るものです。スライド21の青で囲まれてるところから、赤で囲まれている都心景観ゾーンを手引きのエリアとして、誘導を図っていくものでございます。

古賀会長 事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

各委員 意見なし。

古賀会長 それでは、これを持ちまして「第26回宇都宮市景観審議会」を閉会致します。進行を事務局に戻します。

5. 閉会

小柴書記 古賀会長ありがとうございました。

以上を持ちまして「第26回宇都宮市景観審議会」を閉会致します。

長時間のご審議ありがとうございました。